

# 高知くらしの護身術

152

## 悪質な掲載勧誘電話

### 高齢者標的 家族で守って

(2009年12月8日掲載原稿)

趣味で俳句を詠む母が俳句を全国紙に掲載しないかと電話勧誘を受けた。掲載価格が20万円以上だったので断ったがしつこく勧誘され根負けして契約してしまったとのこと。契約の際、掲載日が迫っているのでクーリング・オフしない約束をしたというが本人は解約したいと言っている。解約は可能か。

俳句や短歌を同人誌などに掲載している人を狙った高額な新聞掲載の電話勧誘に関する相談です。

この相談のように、断ってもしつこく勧誘し、消費者を困惑させて契約させクーリング・オフ期間内に掲載日を設定して解約出来ないかのように思い込ませる悪質なケースも目立ちます。掲載された直後から、いくつもの同業者から迷惑勧誘に悩まされているとの相談も寄せられています。中には、契約を了承した覚えがないのに請求書を送ってくる業者もあるようです。

このような迷惑勧誘業者には、毅然とした態度で「必要ない」と告げて契約を断ってください。断り切れず契約して掲載された場合でも契約書を受け取って8日以内ならクーリング・オフは可能です。

また、悪質な業者は昼間自宅に一人でいる高齢者を狙って勧誘してきますので、家族や近所の方、介助などで関わってくださる方々の見守りが非常に重要です。断っているのに再勧誘することは法律で禁止されています。しつこい勧誘電話も、相談窓口からの問合せによって止まることも多いので、高齢者が困っていると気付いたらすぐに市町村の消費生活相談窓口か消費生活センターに相談してください。